

令和3年度 地方分権改革に関する提案募集
実現した本県提案の概要

●現状:

- 県営住宅を明け渡さない場合の損害賠償金は、公金の取扱いを認められた金融機関以外の私人(債権回収会社等やコンビニエンスストア等)に収納事務を委託できない。

【私人への業務委託の可否】

業務内容	滞納家賃	損害賠償金
①債務者の所在等調査	○	○
②請求書・督促状の作成・封入・送付	○	○
③請求書の発行主体	○	×
④督促状の発行主体	○	×
⑤納付に係る交渉	○	×
⑥納付先	○	×

●支障事例:

- 損害賠償金の収納事務を家賃収納と一体的に委託できず、自治体にとって非効率。
- 利便性の高いコンビニ収納も使えず、日中就労しており金融機関に行けない方には納付の機会が限られる。

⇒【提案】

- 滞納家賃と損害賠償金の双方について、収納事務を一体的に債権回収会社等に私人委託できるようにすること。
- 保育料や介護保険料の収納と同様に、コンビニエンスストアによる収納(私人委託)を認めること。

●国の対応方針【令和3年度中に対応(政令改正)】

- 地方自治法施行令を改正し、歳入の収納の私人委託を可能とする

●現状:

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年に1回策定。
- 計画では、保護者に対する利用希望把握調査(アンケート調査)等を踏まえて「量の見込み」を推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

●支障事例:

- アンケートをベースにすると実態にそぐわない見込み量が発生(兵庫県内自治体の例)

乖離が生じた項目(例)	アンケート結果	実績	該当市
病児保育事業	約900人	約50人	A市
保育の3号認定(0歳)	約200件	約50件	B市
同	約1,500件	約500件	C市
一時預かり事業	約31,000件	約7,000件	B市
子育て援助活動支援事業	約10,500件	約1,000件	B市

⇒【提案】

- ヒアリングや実績値等に基づき「量の見込み」の算出方法も可能であることを明記するなど、柔軟な算出方法を可能とすること。

●国の対応方針【令和4年度中に結論を得る】

- 量の見込みの算出方法は、アンケート調査以外の手法を可能とすることを明確化
- アンケート調査以外の手法を例示することを検討

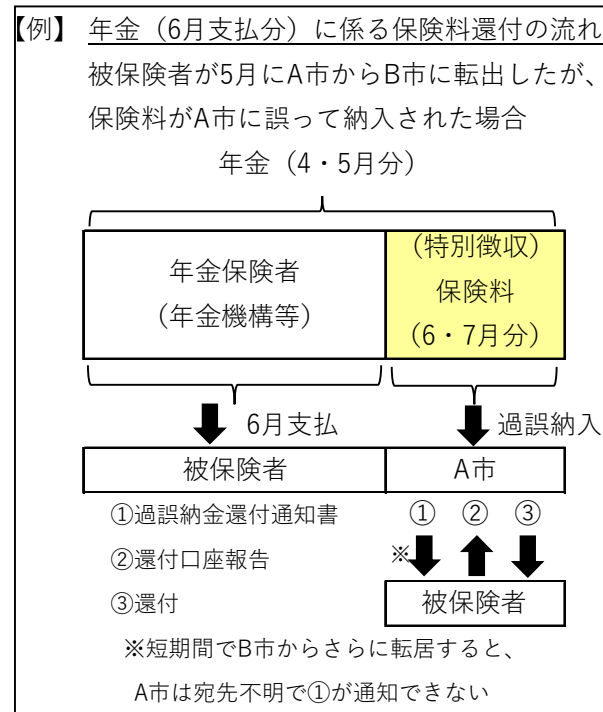
●現状:

- 介護保険料の特別徴収義務者(日本年金機構等の年金保険者)は、第一号被保険者の年金から保険料を天引きして市町村に納入。
- 被保険者が転出先の市町村に納入すべき保険料が転出前の市町村に納入された場合は、保険料額を遅滞なく被保険者に還付しなければならない。

●支障事例:

- 転出した被保険者に過誤納金還付通知書を送達しても、さらなる転居や死亡している場合は宛先不明となる。
- 介護保険法上、転出した被保険者の居住地や生存確認のための調査権が明記されていないため、転出先の市町村に照会しても回答をもらえない場合がある。
- 住民基本台帳法別表には、住基ネット利用可能事務として還付に関する事務は明確には規定されていない。

⇒【提案】住所変更や被保険者の生存の事実確認ができるよう、住基ネット利用可能事務として保険料の還付事務を明確に位置付けること。



●国の対応方針【令和3年度中に対応(通知)】

- 現行法令により、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能である旨を明確化し、地方公共団体に通知

地域公共交通分野に係る各協議会等の一元化

(県・市町連携提案: 姫路市、明石市、相生市、宝塚市、高砂市、淡路市、たつの市、佐用町)

●現状: 地域公共交通に関する会議に関しては、類似する3つの会議が併存

	地域協議会	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
根 拠	道路運送法施行規則 第15条の4	道路運送法施行規則 第9条の2及び3	地域公共交通活性化再生法 第6条
開催主体	県	県または市町	県または市町
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>バス路線廃止対応</u> (届出期間の短縮) ・「生活交通確保維持改善計画」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般乗合旅客自動車運送事業の運賃設定・変更 ・自家用有償旅客運送の登録等 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>※地域公共交通会議での協議事項も協議可</u> ・「地域公共交通計画」の策定 ・<u>※路線バス補助の要件</u>

●支障事例:

- ・ 類似の会議が県・市町でそれぞれ開催され、構成員も重複しており非効率
- ・ 路線バスの休廃止は、県が市町の地域公共交通会議の意見を追認する等、形骸化
- ・ 市町会議に県の参画が必須でなく、広域的な観点からの意見・調整が機能しない

⇒【提案】

- ・ 3つの会議を一元化し、県・市町が一体となって地域公共交通に係る議論を行う体制を構築すること。

●国の対応方針【令和3年度中に対応(省令・告示改正)】

- ・ 各協議会等は、簡易な手続による開催や一体的な開催が可能であることを明確化
- ・ 市町村主催の会議による路線休廃止を可能とする ※単一市町村で完結する路線のみ

●現状:

- 都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画は、国指針により3年を一期間として作成することとされている。
- 上位計画である障害者計画(基本計画)は、国が5年、地方が6年(多数派)。

計画	障害者計画(基本計画)	障害福祉計画	障害児福祉計画
期間	国5年、地方6年(多数派) ※法令上、期間の定めなし	3年 ※国指針で規定	3年 ※国指針で規定

●支障事例:

- 計画策定が短期間であり、PDCAサイクルによる検証が困難
- 「福祉施設の入所者の地域生活への移行」等、短期間での目標達成が困難
- 計画の策定に係る財政的・人的負担が大きい
- 圏域単位で連携及び調整を図る必要があり、市町単独での体制構築が困難

⇒【提案】

- 計画期間を現行の倍である6年とし、策定に関する負担軽減やPDCAサイクルによる検証、圏域単位での十分な連携・調整が可能となるようにする。

●国の対応方針【令和4年度中に結論を得る】

- 計画期間を延長する方向で検討 ※ただし、報酬改定への影響を考慮
- 記載内容については、基本指針の策定(R4年度)の際に簡素化する方向で検討
- 基本指針の改正及びQ&A送付は可能な限り早期に実施

地方創生推進交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化
地方創生拠点整備交付金の交付申請に係る地域再生計画等策定の簡素化
(県・市町連携提案:神戸市、姫路市、加古川市、三木市、たつの市、神河町、佐用町、宝塚市)

●現状:

- 地方創生推進交付金の交付申請を行うに当たっては、3つの計画策定が必要。
 - ①地方版総合戦略の作成[まち・ひと・しごと創生法第9条、10条]
 - ②地域再生計画の認定[地域再生法第5条]
 - ③実施計画(推進交付金)/施設整備計画(拠点整備交付金)の作成[制度要綱第4・第5]

●支障事例:

- ひとつの交付金の申請に3つの計画を作成する必要があり、重複する部分がある。
- 地域再生計画・実施計画の内容が細かく、記載が煩雑。
- 事業ごとに地域再生計画・実施計画/施設整備計画の作成が必要。

⇒【提案】

- 地方版総合戦略を地域再生計画と位置付けることや、地域再生計画と実施計画/施設整備計画の一本化を検討すること。
- 計画の記載内容の簡素化や、複数事業の包括的な認定を可能とすること。

●国の対応方針【令和4年度から見直し】

- 施設整備計画から地域再生計画への転記ツールの活用(R4年度分～)
- 交付金実施計画(施設整備計画)と地域再生計画を兼ね、様式を一体化(R5年度分～)
※複数事業の包括的な認定は対応を行わない